

## 高崎市催事等取り扱い可能品目

分類	品目の範囲	品目例
煮物類	事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだもの。	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
焼物類	事前に仕込み（細切等）し冷蔵した具を、その場で焼いたもの。焼き肉、焼きとり類にあっては、その場で加熱が十分できる大きさ（一口サイズ等）に事前に加工したもの。	焼き肉、焼きとり、焼き魚、焼き貝、いか焼き、焼きまんじゅう
	その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み（細切等）した具をその場で混ぜ合わせて焼いたもの。	お好み焼き、たこ焼き
	許可施設等で製造されたピザ生地に、事前に細切した具をのせて、その場で焼いたもの。	ピザ
焼めん類	事前に仕込みした具とめん類を、その場で炒めたもの。	焼きそば、焼きうどん、焼きビーフン
茹で物類 蒸し物類	農産物や事前に仕込みした具をその場で茹でるか、蒸したものの。	じゃがバター、蒸し餃子、蒸しシューマイ
揚げ物類	事前に仕込みした具や、既製品、そうざい半製品をその場で油で揚げたもの。	串かつ、フライドチキン、フライドポテト
めん類 (原則、最終加熱があるもの。)	事前に仕込みした具、汁、ソース等を、その場で茹でるか炒めためんに盛り付けたもの。または、めんと合わせて炒めたもの。	うどん、そば、ラーメン、スパゲティ
ドック類	ホットドッグ類、ハンバーガー類については、市販のパンにその場で加熱調理したソーセージ類やパティをはさんだもの(生のもの(野菜等)をトッピングすることは原則不可。)	ソーセージ類をそのまま、若しくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドッグ類、ハンバーガー類
酒類	その場でコップ等に注いで提供するもの。	日本酒、ビール、焼酎、ワイン
米飯類	事前に加熱調理された食品(レトルト食品を含む。)を、その場で加温して米飯に盛り付けたもの。	カレーライス
飲料	飲料、茶菓、甘味食品。	清涼飲料水、甘酒、コーヒー、紅茶
軽食類		ところてん、しるこ
かき氷類	その場で氷を削氷機で削り容器に盛り付け、市販のシロップ等で調味したもの。	かき氷
アイスクリーム類	カセット式アイスクリーム類に限る。(汚染があれば、その都度、機械・器具等を洗浄すること。)	
焼菓子類	許可施設等から仕入れ冷蔵したあん類等を、その場で水に溶いた小麦粉等と合わせて焼いたもの、又はその場で焼いたクレープで包んだもの。	今川焼き、たい焼き、クレープ(生クリームは既製品に限る。)、ベビーカステラ、五平餅、焼き餅
揚菓子類	事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で油で揚げたもの。	ドーナツ、大学芋
団子菓子類	事前に団子に成形したものを、その場で焼くか蒸すか、それに事前に仕込みをした具をからめたもの。	草団子、焼き団子
まんじゅう類	事前に仕込み(混合、成形等)したまんじゅうを、その場で加熱したもの。	蒸まんじゅう
もち菓子	事前についたもちに、事前に仕込みした具をからめたもの。	あんこもち、きなこもち
あめ菓子等	事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子。	べっこう飴、果実飴、カルメ焼
	事前に仕込みした具に、その場で簡単な加工を行って作る菓子。	果実チョコ
その他	高崎市長が衛生上支障がないと認めた品目	